

今時!

今津中学校 指導だより

12月 11号



自分や人の良いところを発見できましたか?

早くも2016年も終わろうとしています。これからますます寒くなります。風邪気味の生徒も多くなりつつあります。手洗い・うがいを習慣化し、体調管理に気を配りましょう。

さて、11月の目標は、自分や人の良いところに気づこう～自分と人を大切に～でした。この目標に向けていろいろな角度から人を見ることができたでしょうか?

10月下旬から11月にかけて1年生は中津の深い歴史散策学習、2年生は修学旅行、3年生は九州国立博物館と太宰府散策、三者面談など、それぞれの活動の取り組みの中で見えてきた部分もあるでしょう。それらをこれからの自分の学校生活や家庭生活に活かしていければいいですね。

12月の生活目標

学校生活を見直し、充実した日常生活を送ろう



ですよ!

2学期の学校生活もあと3週間をきりました。体育大会に全校生徒で燃えた9月、少々疲れ気味でしたが新人大会や、学習にがんばれた10月、学習と両立させながら各学年でいろいろなことに取り組んだ11月。振り返ってみてどうでしょうか?

ここでもう一度、自分の生活を見直してみましょう。次の項目でチェックをしてみてください。

チェック項目	良い	普通	要努力	チェック項目	良い	普通	要努力
早起き!	3	2	1	部活動及び放課後の時間	3	2	1
安全に留意した登下校	3	2	1	人の話をしっかり聞く	3	2	1
きもちのよいあいさつ	3	2	1	きちんとした言葉づかい	3	2	1
遅刻をしない、時間を守る	3	2	1	きちんとした身だしなみ	3	2	1
朝読書、朝自習	3	2	1	悪口を言ったり人の嫌がることをしない	3	2	1
チャイム着席	3	2	1	他人に迷惑をかけない	3	2	1
授業に集中!	3	2	1	健康管理(手洗いやうがいなど)	3	2	1
給食当番	3	2	1	家庭学習	3	2	1
昼休みの落ち着いた安全な生活	3	2	1	明日の確認、準備	3	2	1
清掃活動、環境美化活	3	2	1	早寝と確かな睡眠	3	2	1

※合計点が60～50点 素晴らしい 49～40点 さらなる努力を!

39～25点 再度見直し反省を! 24点～ がんばらなきゃ

で、あなたは何点?

津波・火災の防災避難訓練実施

12月6日(火)に期末テスト終了後、津波、火災を想定した防災避難訓練を実施しました。「身の安全を第一に考え、迅速で規律ある行動」という目標で取り組みました。事前に教室で避難の際の徹底事項「お(押さない)・は(走らない)・し(しゃべらない)・も(戻らない)」の知識を学び、全体の場での校長先生の講話では緊張感をもって訓練に参加することの大切さやお互いに声をかけ合って協力しながら行動することの大切さなどの話がありました。場所を移してマルチホールでは教頭先生の方から消火器の扱い方や使用方法についての説明がありました。訓練の結果としてはまだまだ十分とは言えない状況ですが、自然災害が身近なことであるという事実や規律ある行動の大切さなどを学べた時間でした。

※津波避難訓練所要時間(全員コミュニティセンターグランド避難、完全点呼終了)5分50秒

※火災避難訓練所要時間(全員グランド避難、完全点呼終了)2分51秒

次の機会をもっと緊張感を持って迅速に!



2016年 おおいた冬の 事故ゼロ運動

～おこさず あわず 事故ゼロ～12月15日(木)～12月24日(土)

年末にかけて、例年のように全国で交通安全に対する運動が行われます。

今中でも、それを先取りして交通安全について今一度しっかり考えていこうと思えます。そして師走を安全に健やかに過ごし、新しい年を気持ちよく迎えましょう。

特に、今の時期は暗くなるのが早く、自分も見えにくく、相手(自動車から)も見えにくいので、特に気をつけてください。自転車の正しい乗り方やマナーについて「自分のため」に気をつけていきましょう。



今津交通安全協会より、生徒全員を対象に

「蛍光安全タスキ」が寄贈されました。12月6日に配布!

こんなに高額!! 自転車事故による責任・損害賠償例

今回は自転車の事故についていくつかの事例を挙げてみます。

損害賠償額 約5000万円

女子高生が夜、携帯電話しながら無灯火の自転車で走行中、携帯電話に気をとられ、前方を歩行中の女性に背後から衝突、歩行困難となる後遺障害を負わせた。平成17年 横浜地裁判決

損害賠償額 約4000万円

夜間、ライトを備えていない自転車で自転車歩行者専用道路を通行中に脇見をし、前方にいた歩行者に衝突、重傷・後遺障害を負わせた。平成8年 大阪地裁判決

損害賠償額 約1700万円

人通りの多い歩道を通行中、前方から来た女性のショルダーバッグのひもにハンドルを引っかけて転倒させ、重傷・後遺障害を負わせた。平成8年 東京地裁判決